

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の公表情報

特定事業主名：呉市

### 1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する助成の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.0%
全職員	71.3%

### 2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職階級別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する助成の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	110.7%
本庁課長相当職	102.3%
本庁課長補佐相当職	100.2%
本庁係長相当職	97.1%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する助成の給与の割合)
36年以上	94.2%
31～35年	93.1%
26～30年	93.2%
21～25年	90.4%
16～20年	85.3%
11～15年	81.4%
6～10年	87.9%
1～5年	96.2%

#### 【説明欄】

○「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、会計年度任用職員は、週28時間以上勤務かつ令和4年4月～3月の期間継続して勤務した職員のみを対象としている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。